

平成 26 年度事業計画

犯罪のない、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、高知県民全ての願いであり、県民生活や社会発展の基礎となるものです。

強盗や窃盗等の刑法犯罪をはじめ、高齢者を対象とした振り込め詐欺等による心ない犯罪を未然防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察による検挙活動と併せ各種の防犯活動団体等と連携した防犯活動を積極的に推進していきます。

1 防犯思想の普及と犯罪の防止活動の推進

(1) 防犯団体相互の連絡調整

各地区地域安全協（議）会、タウンポリス、地域の自主防犯ボランティア団体間の連絡調整を行い、自主防犯意識の普及・高揚及び活動の実効性、効率性の向上を図っていきます。

(2) 平成 26 年度全国地域安全運動の実施（10 月 11 日～同 20 日）

警察本部と合同で、地域安全活動をさらに強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密にして、安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

運動中の行事としては

- 地域安全パトロールやパレード、地域安全フォーラムの開催
- 侵入盗の被害防止啓発活動や防犯診断
- 自転車盗、車上狙い防止キャンペーン活動
- 高齢者に対する悪質商法や振り込め詐欺等の被害防止等の各種教室
- この他、青色回転灯装着車による学校周辺パトロール等を推進

(3) 「安全安心なまちづくりの日・高知県民のつどい」の開催

10 月 14 日（火）に「安全安心なまちづくりの日・高知県民のつどい」大会を開催します。大会では、高知県防犯功労者表彰式を行い、個人・団体に対する表彰と全防連会長表彰受賞者の披露と伝達を行います。

(4) 広報啓発活動の推進

- ポスター、チラシ等を配布し、広報啓発活動を支援する。
- 広報用 DVD を購入し、地区地域安全協会等に配布・貸し出しを行う。
- 防犯協会のホームページの充実、更新を行い、防犯広報を行う。
- 新聞等のメディアを活用した広報を行う。（1 月 1 日）

(5) 薬物乱用防止活動の推進

薬物乱用防止のポスター等を配布して、広報活動の啓発や薬物乱用教室開催の支援を行う。

(6) 自転車盗等街頭犯罪の防止対策と被害回復の促進

- 自転車盗・ひったくり被害防止キャンペーン等広報活動を推進する。
- 高知県二輪車商協同組合と連携して、自転車防犯登録の勧奨に努める。
- 迅速的確な自転車防犯登録を推進する。
- 自転車盗被害防止モデル校の指定と支援を実施する。
- ワイヤロック等を配分し、被害防止キャンペーンの支援を行う。

(7) 古物営業の適法適正な業務指導

古物営業者に対して、盗品の処分ルート遮断のための適正な営業について指導と広報を行う。

(8) 金融機関対象強盗事件等の抑止対策

犯人追跡用器材(カラーボール)等の防犯器具等の効果的な使用方法について指導啓発を行う。

2 少年の非行防止と健全育成活動の推進

- (1) 高知県少年警察ボランティア協会や警察と連携した「ふれあい少年サポート事業」4地区の支援を推進する。(毎年やっている)
- (2) 高知県少年警察ボランティア協会、警察本部少年課と共に「中学生サミット」を開催する。(図書カード)
- (3) 入口型非行である自転車盗防止対策を推進する。
キャンペーン等で配布するワイヤー錠等を配分する。
- (4) 各地区各団体が行う街頭補導活動や学校での非行防止教室の支援を行う。

3 風俗環境浄化活動の推進

当協会は、昭和61年3月1日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)第39条第1項の規定に基づき、高知県公安委員会から「高知県風俗環境浄化協会」としての指定を受けたもので、高知県警察及び関係機関団体等と連携し、**善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止することにより少年の健全育成を図るため、風営適正化法第39条第2項に掲げる次の事業を推進する。**

(1) 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化を促進するため、一般から寄せられる風俗営業所に関する苦情・相談・要望等について、県警等関係機関と連携の下、適切な取

扱い（処理）をする。

(2) 委託契約事業の推進

ア 風俗営業管理者講習の実施

高知県公安委員会の委託を受け、風俗営業所の管理者に対する定期講習、処分時講習及び臨時講習を行う。

26年度の定期講習は、「遊技場営業」のうち、パチンコ店の管理者に対して、県下4箇所で延べ5回の管理者講習を実施する。

イ 調査業務の実施

高知県公安委員会の委託を受け、高知・高知南・高知東署管内の風俗営業許可申請等に対する調査業務及び風俗営業の構造変更申請の実地調査活動を実施する。

(3) 適法健全な風俗営業の指導啓発

ア 管理者講習会において、各種の資料を配布し、警察本部の担当者等による講話を実施し、規範意識の高揚を図る。

イ 遊技機不正改造等防止ポスター、チラシ等の掲示と配布を行う。

ウ 年少者の立入り禁止や18歳未満立入り禁止シールを無償配布する。

エ 講習会、実地調査活動の際、暴力団対策法の遵守指導を実施する。

オ 遊技営業所に対し、車両内放置幼児の事故防止を指導する。

4 防犯功労者及び団体の表彰

10月14日の全国地域安全運動高知県民のつどい等において次の表彰と表彰の伝達を行う。各表彰については以下の人数の予定。

(1) 高知県防犯協会会長表彰

ア 防犯功労者（県防協会長・警察本部長連名）16名

イ 防犯功労団体（県防協会長・警察本部長連名）6団体

(2) 四国防犯協会連絡協議会会長表彰

ア 防犯功労者（四国管区警察局長・四防連協議会長連名）6名

イ 防犯功労団体（四国管区警察局長・四防連協議会長連名）1団体

(3) 全国防犯協会連合会長表彰

ア 防犯荣誉金章（警察庁長官・全防連会長連名）1名

イ 防犯荣誉銀章（警察庁長官・全防連会長連名）2名

ウ 防犯荣誉銅章（全防連会長名）5名

エ 防犯功労団体（警察庁長官・全防連会長連名）1団体

5 防犯団体等が行う防犯活動に対する協力援助の推進

- (1) 防犯パトロール用腕章等防犯用広報資材を配布し、自主防犯活動の活性化を図る。
- (2) 高齢者に対する悪質商法や振り込め詐欺等の被害防止等各種教室の支援を行う。
- (3) 毎月5日の地域安全活動強化日の重点的な諸活動の支援を行う。
- (4) ポスターなど広報紙及び防犯グッズ等を配布し、地区の活動を支援する。
- (5) 自主防犯団体の活動の活性化を図り、啓発活動を支援して安全安心まちづくり機運の醸成に努める。
- (6) 青色回転灯装備車両等防犯パトロール車の活動を支援し、効果的な運用を図る。

6 会議開催等

- (1) 県内会議の開催
 - ア 県下地域安全協会アドバイザー会議
平成26年4月（警察本部） **実施済み**
 - イ 第1回理事会
平成26年5月8日（高知会館） **実施済み**
 - ウ 通常総会
平成26年5月30日（高知会館） **本日**
 - エ 全国地域安全運動高知県民のつどい
平成26年10月14日（高知会館）
 - オ 第2回理事会
平成27年2月下旬（高知会館）
- (2) 県内で開催される関係機関等会議 **以下のとおり9つの会議が予定。**
 - NPO法人こうち被害者支援センター通常総会
 - 社会を明るくする運動高知県推進委員会
 - 高知県少年警察ボランティア協会総会
 - 高知県防犯設備協会
 - 暴力追放高知県市民総決起大会
 - 青少年育成高知県民会議
 - 高知県金融機関防犯連合会総会
 - 高知県自動車盗難等防止協議会
 - 高知県深夜スーパー等防犯対策協議会総会
- (3) 全国等会議 **以下の4つの会議が予定されています。**
 - 四国防犯協会連絡協議会総会及び表彰式

- 全国地域安全運動中央大会
- 風俗環境浄化事業運営管理者全国大会
- 全国防犯協会専務理事会議